

資料

試訳 西サモア独立国憲法 (一)

田邊 誠

一 はじめに——西サモア独立国について——

西サモアは、ニュージーランドの北約三、六〇〇キロメートル、ハワイの南約三、五〇〇キロメートルの南太平洋中部に位置する独立国である。国土は、幅一六キロのアポリマ (Apollima) 海峡を隔てて対峙するウポル (Upolu) 及びサバイイ (Savai'i) の二大島と、その間に点在するマノノ (Manono)、アポリマなどの小島からなり、総面積約二、九〇〇平方キロで鳥取県より少し小さい。気候は高温多湿で年平均気温は二六・五度である。人口は、一六万一、〇〇〇人 (一九八七年推計) で、その大部分は大島に住む。国語はサモア語であるが、公用語としては英語も併せて用いられている。住民のほとんどはキリスト教徒で、プロテスタント系の組合協会派が約半数を占める。

サモア諸島及びサモア王国がヨーロッパ人によって発見されたのは一八世紀前半であるが、一八三〇年にキリスト教の宣教師による布教活動が開始されて以降、ヨーロッパ文化の影響下

に入った。その後、サモア諸島をめぐるイギリス・ドイツ・アメリカが勢力争いを展開し、一九〇〇年には三国の協定によって、西経一七一度を境として、東サモアをアメリカが、西サモアをドイツが領有することになった。西サモアは第一次世界大戦の勃発後まもなくニュージーランドによって占領され、大戦後のヴェルサイユ条約によって国際連盟の委任統治領としてニュージーランドの統治下に入った。ニュージーランドによる統治は第二次世界大戦以後も国際連合の信託統治として継続されるが、その間、一九二〇年代後半以降サモア人による独立運動 (マウ運動と呼ばれる) が起こり、一九六一年には国際連合の総会で西サモアの信託統治の終結と独立が承認され、一九六二年一月一日には英連邦の一員としてポリネシアにおける最初の独立国となった。その後、一九七六年には国際連合に加盟している。

西サモアの政治制度は立憲君主制を採用している。議会は一院制で、議員総数四七人、任期は三年である。そのうち四五人はマタイ (Matai) の称号を有する酋長によってその中から選ばれ、残りの二人は全国民によって選出される。現在の国家元首は、マリエトア・タヌマフィリ二世 (Malietoa Tanumafii II) である。一般的な行政は、総理大臣を含む九人の大臣からなる内閣によって行われる。

(註) 以上の叙述は、岩佐嘉親『平凡社世界大百科事典(第二三巻)』(一九八二)二五三頁以下、山本真鳥・青木公『平凡社大百科事

典(第一卷)(二九八五)二九六頁、大島襄二『日本大百科全書(第一七卷)』(一九八七)七二六頁以下の、「西サモア」の項目を参照した。

二 西サモアの憲法史及び現行憲法の特徴

サモアにおける憲法の歴史は、一八七三年のサモア王国の憲法典に始まるといわれる。この憲法は、二院制の立法議會を設けていたとされるが、英・独・米の三国の協定によるサモアの線割以後、ドイツによって領有された西サモアでは議會が廃止されて単なる諮問機関となった。

一九二〇年に始まるニュージールランドによる統治の下では、当初、施政官 (Administrator) 及び立法審議會 (Legislative Council) が設けられた。また、一九二二年にはサモア法 (Samoa Act) が制定され、一九六二年の独立まで何度かの改正を経ながらも、この法律が西サモアにおいて憲法の役割を果たすことになる。このニュージールランドの統治下における法体制においては、ニュージールランド総督が發布する総督令と施政官及び立法審議會が制定する法との二種類の法が存在した。その後、一九四七年には、一九二二年のサモア法の改正が行われた。これによって、従来の施政官と立法審議會が廃止され、それに代わって高等弁務官、立法議會、並びに、高等弁務官及び最高位の酋長二人からなる國務會議 (Council of State) が設けられた。さらに、一九五二年の改正法は、國務會議の構成員、三人の上級公

務員、及び、立法議會の四人の議員からなる執行評議會 (Executive Council) を、一九五七年の改正法は大臣制度を、一九五九年の改正法は内閣制度を、それぞれ従来の制度に付け加えた。

他方、サモアの独立に向けた民衆による運動の中で、一九四七年にはサモア人による新たな政治体制に関する試案が作られるなど、サモア独自の憲法の制定の機運が昂まり、一九五三年にはニュージールランド政府の提案によって憲法議會が設けられた。憲法議會は、一院制議會や内閣制度の設立をニュージールランド政府に提案する一方、一九六〇年には新憲法を起草するに至った。この憲法は、翌年の国民投票において大多数の支持を受け、一九六二年の西サモア独立以後に施行された。その後、この憲法はいくつかの点における改正を経ながら現在もその効力を維持している。

憲法制定後の主な改正としては、一九六三年の上訴裁判所の手続の改正、一九六五年の人身保護に関する権利の強化、一九六九年及び一九七五年の公務員の範囲の変更などがある。

この憲法は前文、一二編から成る本文、及び、三つの付則によって構成されている。

その特徴としては、酋長など古くからの制度及び慣習を存続させていること、特に公務に関する規定を置いていること、緊急命令を中心とする非常事態における統治体制についての規定を設けていること、国家元首及び国会議員の選挙に関する規定並びに宣誓に関する詳細な規定を付則として置いていることなどが挙

げられる。

なお、この試訳は、Oceana Publications, Inc. 刊 CONSTITUTIONS OF THE COUNTRIES OF THE WORLD, 1981. のシリーズの Benjamin R. BEEDE, WESTERN SAMOA によつた。正確を期するうえから、サモア語の正文との対照をした上で翻訳するのが望ましいのであろうが、訳者の語学力、及び、憲法自体が、両正文が相違する場合に英語の正文を優先させているという事情から、今回は英語の正文からの翻訳にとどまった。将来もし機会があれば、サモア語の正文との比較検討を試みてみたいと思う。また、資料の制約から、試訳は一九八一年一月一日現在の条文によつてゐる。

三 西サモア憲法 (THE CONSTITUTION OF THE INDEPENDENT STATE OF WESTERN SAMOA)

前 文

全能の永久の愛に溢れる神の御名において

森羅万象に対する至高の支配権は、あまなく存する神のみに帰属し、神の定め賜ひし範囲において西サモアの国民が行使する権能は、神からの神聖な賜わり物である。

西サモアの指導者たちは、西サモアがキリスト教原理とサモアの慣習及び伝統に基礎を置く独立国となることを宣言した。

そして、ここに西サモアの国民を代表する憲法会議は、西サ

モア独立国の憲法を起草することを決定した。

この憲法においては、国家は、その権力及び権能を選挙された国民の代表によつて行使する。

この憲法においては、国民のすべてに基本的人権が保障される。

この憲法においては、司法の公平な運営が完全に維持される。

そして、この憲法においては、西サモアの統合、その独立、及び、そのすべての権利が擁護される。

故に、我々西サモアの国民は、憲法会議において、今日一九六〇年一月二八日、この憲法をここに、可決、制定し、我々に与える。

(以下、国家元首、総理大臣、その他国会議員の署名〔省略〕)

第一編 西サモア独立国及びその最高法規

(名称及び定義)

第一条

(1) 西サモア独立国 (以下、西サモアと呼ぶ) は独立の主権国家である。

(2) 西サモアは、ウポル、サバイイ、マンノ、及びアポリマの南太平洋の諸島、並びに、それらに隣接し、かつ、南緯一三度乃至一五度、及び、西経一七一度乃至一七三度の間に存するその他の島から成る。

料 (最高法規)

第二条

資

- (1) この憲法は西サモアの最高法規である。
- (2) 現行法、及び、この憲法の施行日以後に成立する法で、この憲法に違背するものは、その違背する限りに於いて、無効とする。

第二編 基本的人権

(国家の定義)

第三条

本編においては、別段の定めがある場合を除いて、「国家」(the State)には、元首、内閣、議会、及び、その他、法の下に設けられた一切の地方諸機関を含む。

(権利実現のための救済方法)

第四条

- (1) 何人も、本編の諸規定の下で付与された諸権利の実現のために、適切な手続によって最高裁判所に申立てをなすことができる。
- (2) 最高裁判所は、本編の諸規定の下で付与された諸権利を申立人に享受させるために必要かつ適切な、いかなる命令をも発する権限を有する。

(生命に関する権利)

第五条

- (1) 何人も、その生命を故意に奪われることはない。但し、制定法 (Act) が生命の剝奪をもってその刑罰とする犯罪について、その者を有罪とする裁判所の判決を執行する場合はこの限りでない。
- (2) 生命の剝奪は、その程度、及び、状況において法の定めに従い、かつ、次に定める場合における正当と認められる強制力の行使の結果であるときには、本条の諸規定に違反するものとは見做されない。

(a) 人を暴力から守るため。

(b) 逮捕するため、又は、被拘禁者の逃亡を妨げるため。但し、逮捕され、又は、逃亡せんとする者が、銃を所持して

いると信じることが合理的な理由に基づく場合に限る。

(c) 騒擾、反乱、又は、暴動を鎮圧するため。

(個人の自由に関する権利)

第六条

- (1) 何人も、法による場合を除き、個人の自由を奪われることはない。
- (2) 人が不法に拘禁されている旨の申立てが最高裁判所になされた場合には、裁判所は当該申立てを調査し、その拘禁が適法であることが明らかな場合を除き、その者を裁判所の面前に出頭させ、かつ、釈放することを命じる。
- (3) 何人も逮捕される際には、逮捕の理由、及び、容疑を直ちに告げられ、その者の選任する弁護士に遅滞なく助言を求め

ることを許されなければならない。

- (4) 何人も逮捕され、又は、その他の拘禁を受ける場合には、最高裁判所の判事、その他の司法官吏、最高裁判所もしくは下級裁判所の事務局長 (Registrar)、又は、最高裁判所の事務局長によって臨時に当該目的のために書面で指定された最高裁判所もしくは下級裁判所の事務局長 (以下、拘禁審査官 (remanding officers) と総称する) の面前に、二四時間以内 (護送に要する時間を除く) に出頭させなければならない。何人も、拘禁審査官の許可なくして、この期間を越えて拘禁されない。

(非人道的取扱いからの自由)

第七条

何人も、拷問、又は、非人道的もしくは侮辱的な、取扱いもしくは刑罰を受けない。

(強制労働からの自由)

第八条

- (1) 何人も強制労働を課せられることはない。
- (2) 本条において、次の場合は、強制労働に含まない。
- (a) 裁判所の判決に従って課せられる労働
- (b) 軍事的役務、又は、良心的兵役拒否者の場合に義務的軍事的役務に代えて課せられる役務
- (c) 非常事態、又は、公衆の生命もしくは福祉を脅かす災害の場合に課せられる役務

(d) サモアの慣習に基づいて課せられる労働もしくは役務、

又は、通常の市民の義務である労働もしくは役務

(公正な裁判を受ける権利)

第九条

- (1) 何人も、私的権利及び義務の確定、又は、犯罪の容疑に関する裁判に際して、法の下に設けられた独立かつ公平な裁判所によって、合理的な期間内に、公正かつ公開の審理を受ける権利を有する。判決は公開で言い渡さなければならない。但し、未成年者の利益もしくは当事者の私的生活の保護の観点からそれが必要な場合において、又は、公開によって司法の利益が損なわれる特段の事情がある場合に裁判所の意見に基づいて特に必要とされる限度において、道徳、公の秩序又は国家の安全のため、審理の全部又は一部を、公衆及び報道機関の代表者に対して、非公開とすることができる。
- (2) 前項は、私的権利に影響を与え又は与えうる法の執行に際して生じる諸問題についての裁定の権限を、審判所、国務大臣又はその他機関に付与している法を、無効にするものではない。
- (3) 犯罪の容疑を受けた者は、何人も、法に基づいて有罪が証明されるまでは、無罪の推定を受ける。
- (4) 犯罪の容疑を受けた者は、何人も、次に掲げる最低限の権利を有する。
- (a) 容疑の性質及び理由を、その者が理解できる言葉で、か

つ、詳細に、直ちに告げられること

(b) 自己の弁護の準備のために十分な時間及び機会を与えられること

(c) 容疑者がみずから又はみずからが選任した弁護人によって弁護すること、及び、容疑者に弁護人の報酬を支払うに足りる資力が無い場合で、かつ、正義の観点からそれが必要なときには、弁護人を無償で与えられること

(d) 自己に不利な証人を尋問すること、及び、これと同一の条件で自己に有利な証人の出頭を求め、かつ、これを尋問をすること

(e) 容疑者が法廷で使用される言葉を理解し、又は、話すことができないかに関して疑問がある場合には、通訳人を無償で与えられること

(5) 犯罪の容疑を受けた者は、何人も、自己に不利益な証言を強いられることはない。

(刑事法に関する権利)

第一〇条

(1) 何人も、法に規定された以外の犯罪について有罪とされることはない。

(2) 何人も、それがなされた時点において犯罪を構成しなかつた行為又は不作為に基づいて有罪とされることはない。何人も、犯罪が犯された時点において科されていた刑よりも重い刑を科されることはない。

(3) 何人も、一つの犯罪について審理を受け、有罪又は無罪の言渡しを受けた場合には、次の場合を除いて、同一の犯罪について重ねて審理を受けることはない。

(a) 有罪又は無罪の言渡しをなした裁判所もしくは司法官吏に対して優越する管轄権を行使する裁判所もしくは司法官吏によって、再審理が命じられ又は行われるとき。

(b) 最高裁判所の一人又は複数の裁判官によって行われた審理において有罪が言い渡された場合において、当該有罪の言渡しの日から一四日以内になされた申立てに基づいて当該裁判所の裁判官によって、その再審理が命じられたとき。

(信教の自由)

第一一条

(1) 何人も、思想、良心及び信教の自由についての権利を有する。この権利は、信教又は信条を変更する自由、及び、単独で又は他の者と共同して、かつ、公的に又は私的に、みずからの信教又は信条を、礼拝、説教、儀式及び式典において表明及び宣伝する自由を含む。

(2) 前項の規定は、国家の安全もしくは公の秩序、健康もしくは道徳の利益のため、又は、他の宗教の信者からの不当な介入を受けずにみずからの宗教の式典又は儀式を行う権利及び自由を含む、他者の権利及び自由を保護するため、前項の規定の下に与えられた権利の行使に対して合理的な制限を加え

る、現行法の効力に影響を与えず、また、国家による同趣旨の立法を妨げない。

(宗教教育に関する権利)

第二条

(1) 教育施設を利用する者は、何人も、自己の宗教以外の宗教に関する、宗教教育を受けること、宗教的儀式に参加すること又は宗教的礼拝に出席することを、要求されることはない。

(2) 宗教団体又は宗教上の教派は、すべて、みずからの教育施設を設立し、これを維持する権利、及び、そこにおいて当該宗教団体又は宗教上の教派に属する生徒に宗教教育を行う権利を有する。

(3) 前項の規定は、国家が法を制定して、教育施設を視察すること、及び、当該施設における教育水準が西サモアの一般的教育水準を維持することを要求することを妨げない。

(言論、集会、結社、移動及び居住の自由に関する権利)

第三条

(1) 西サモアの国民はすべて次の権利を有する。

(a) 言論及び表現の自由

(b) 平穩に、かつ、武器を携帯せずに集会を開くこと

(c) 団体又は労働組合を組織すること

(d) 西サモアの中を自由に移動すること、及び、そのいずれかの場所に居住すること

(2) 前項の(a)は、国家の安全、他の国家との友好関係、又は、

公の秩序もしくは道徳のため、立法議会の特権の保護のため、内密に得た情報の開示を防ぐため、又は、裁判所侮辱、名誉毀損もしくは犯罪に関する扇動を防ぐために、当該規定によって与えられた権利の行使に対して合理的な制限を加える、現行法の効力に影響を与えず、また、国家による同趣旨の立法を妨げない。

(3) 第一項の(b)又は(c)は、国家の安全もしくは公の秩序、健康もしくは道徳の利益のために、当該規定によって与えられた権利の一方又は双方の行使に対して合理的な制限を加える、現行法の効力に影響を与えず、また、国家による同趣旨の立法を妨げない。

(4) 第一項の(d)は、国家の安全、西サモアの経済的福利もしくは公の秩序、公衆衛生もしくは公共道徳のため、精神病者の拘禁のため、犯罪防止のため、犯罪の容疑者の逮捕及び裁判のため、又は、犯罪者の処罰のために、当該規定によって与えられた権利の行使に対して合理的な制限を加える、現行法の効力に影響を与えず、また、国家による同趣旨の立法を妨げない。

(財産に関する権利)

第四条

(1) すべて財産は、強制的に剝奪されることなく、財産に関する権利又は利益は、すべて強制的に奪われることはない。

但し、法が単独で又は他の法との関係において、次のような趣旨を定める場合はこの限りではない。

- (a) 合理的な期間内における適切な補償金の支払を命じるとき。
- (b) 前号の補償を求めるすべての者に対し、当該財産に関する利益の存否及び補償の額の確定を求めて、最高裁判所に訴える権利を与えるとき。
- (c) 前号の請求に関する最高裁判所における手続において、すべての者に対して、第一審裁判所として裁判を行う当該裁判所において民事訴訟の手続に加わる当事者に一般的に与えられると同様の不服申立ての権利が与えられるとき。
- (2) 前項の規定は、次のような事項に関する法に対して影響を与えない。
- (a) 国税、地方税、又は、関税の賦課もしくは執行
- (b) 法の違反に対する罰金又は没収の賦課。これらは、民事手続におけるか、犯罪についての有罪の言渡しによるかを問わない。
- (c) リース、不動産賃貸借、譲渡担保、消費貸借、売買、又は、その他の契約に基づく権利もしくは義務
- (d) 倒産もしくはその他の支払不能の宣告を受けた財産もしくは人、身体的もしくは精神的障害を有する未成年者もしくはは成年者、死者、並びに、解散過程にある会社その他の法人及び法人格なき社団に関する権利の移転又は財産管理

(e) 裁判所の判決又は命令の執行

(f) 危険な状態にある、又は、人、植物もしくは動物の健康に有害な、財産の没収

(g) 信託者及び受託者

(h) 訴訟の出訴期間

(i) 制定法に基づいて設けられた法人に与えられた財産

(j) 尋問、捜査又は調査のためにする財産の一次的な取り上げ

(k) 土壌の維持又は集水地域の保護のために土地に関して行われる作業

(差別的立法からの自由)

第十五条

(1) 何人も、法の前に平等であり、法の下で等しく保護を受け権利を有する。

(2) この憲法の諸規定によって明らかに認められた場合を除き、いかなる法及び国家の執行行為もしくはは行政行為も、明示的に又はその実際の運用において、人種、性別、言語、宗教、政治的意見もしくはその他の意見、出身階級、出生地、門地、又は、これらの理由の中のいくつかにだけに基づいて、人の法的能力を剝奪もしくは制限し、又は、人に特権もしくは利益を与えてはならない。

(3) 本条は次の事項を妨げない。

(a) 西サモアの役務、又は、直接に法に基づいて設けられた

- 法人の役務を行うための資格に関する定めを設けること。
- (b) 婦人もしくは子供の保護もしくは地位向上のための規定、又は、社会的もしくは教育的見地から行われる人的区分を設けること。

- (4) 本条は、現行法の効力、及び、独立記念日に国家によって行われる執行もしくは行政実務の継続の表明を妨げるものではない。但し、国家は、第二項において列挙された理由に基づいて課せられている法的能力の剝奪又は制限、及び、それらの中のいずれかの理由に基づいて与えられている特権又は利益を、漸次廃止するように政策を進めなければならない。

第三編 国家の元首

(O le Ao o le Malo)

第一六条

O le Ao o le Malo と称せられる、西サモアの国家元首を置く。

(トゥプア・タマセセ・メアッオレ (Tupua Tamasese Mea'ole) 及びマリエトア・タヌマフィリ二世 (Malietoa Tanumafili II))

第一七条

- (1) 本編の諸規定にかかわらず、また、本条の規定を前提として、トゥプア・タマセセ・メアッオレ及びマリエトア・タヌマフィリ二世は独立記念日において、共に国家元首の地位に

就く。両者は、共に、また、各々に国家の首長とする。

(2) 前項に挙げた両者の中のいずれかが、独立記念日又はそれ以後に死亡した場合には、生存者が国家元首の地位を維持する。

- (3) 第一項に挙げた両者の中のいずれかが、独立記念日以前に死亡した場合には、生存者が、独立記念日において、国家元首の地位に就く。

- (4) 第一八条及び第一九条の諸規定を除いて、本編の諸規定は、共同の又は単独の国家元首たる、トゥプア・タマセセ・メアッオレ又はマリエトア・タヌマフィリ二世の各々に、場合に依じて、適用される。

- (5) 第一項に挙げた両者、それらの中の生存者、又は、それらの中のいずれかについて、死亡、辞任又は解任があった場合には、本条は効力を失う。

(国家元首の選挙)

第一八条

- (1) 国家元首は、付則第一の諸規定に従い、立法議会によって選挙される。

- (2) 次に挙げる者は、国家元首に選挙される資格を有しない。

- (a) 議会の議員に選挙される資格を有しない者

- (b) その他、立法議会がその議決によって事情に応じて定める資格を有しない者

- (c) 第二一条第二項の規定に従って、以前に国家元首の地位

を解任された者

- (3) 国家元首の選挙の有効性については、裁判所で争うことができない。

(国家元首の任期)

第十九条

- (1) 第十七条及び第二一条の諸規定の下で、国家元首は、その職に就いた日から五年間の任期を有する。但し、国家元首は、その任期の終了後も、後任者が職に就くまで又は三月間のいずれか短い期間、その職を維持する。

- (2) この憲法の諸規定に従って、国家元首の職にある者又はあつた者は、再選される資格を有する。

- (3) 国家元首の死亡、辞任もしくは解任、又は、その任期の終了によって生じた国家元首の職の空白を埋めるための選挙は、付則第一の諸規定に従って行ふ。当該選挙において選挙された者は、この憲法の諸規定に従って、その職に就いた日から五年間の任期を有する。

(国家元首の資格制限)

第二〇条

国家元首は、その職務以外で、利益を伴う職、もしくは、その他職務の実行に対して報酬を受ける権利を伴う地位に就き、又は、報酬を求めて職に就いてはならない。但し、本条は、国家元首が慣習上の所有地に関する権原 (Dunk) を有すること、自由保有土地又はその他の私有財産を有すること、

又は、慣習上の所有地又は自由保有土地からの生産物を処分することを妨げない。

(国家元首の辞任及び解任)

第二一条

- (1) 国家元首は、自署をした首相宛の書面によって辞任することができる。首相は、国家元首の辞任を直ちに立法議会の議長に通知しなければならない。

- (2) 国家元首は、非行、又は、身体的もしくは精神的欠陥を理由に、立法議会によって解任されうる。

- (3) 次のすべての条件を充たす場合を除いて、前項の規定に基づき国家元首の解任の提案は効力を有しない。

- (a) 解任の提案理由を述べた発議の通知が、書面で、かつ、国会議員の総数 (欠員を含む) の五分の一以上の多数の署名を得て提出されること。

- (b) 発議の通知とその発議に関する審議との間に、少なくとも一四日以上の期間があること。

- (c) 国会議員の総数 (欠員を含む) の三分の二以上の多数が発議に賛成すること。

- (4) 前項の規定に基づいて成立する議決は、当該議決の成立の日以後、国家元首をその職から解任する効力を有する。

(国家元首の報酬)

第二二条

国家元首の報酬は、制定法によって定められ、国庫から拠

出される。この報酬は、国家元首の在任期間中減額されることとはない。但し、制定法によって報酬が定められる者のすべてに均等に適用される一般的な報酬の減額の一部として、減額が行われる場合はこの限りでない。

(国家元首の欠如又は不能)

第三条

(1) 国家元首が欠けた場合、又は、国家元首が西サモアを離れる場合には、代表者会議(Council of Deputies)が国家元首の職務を遂行する。

(2) 身体的又は精神的欠陥のため、国家元首が当面その職務を遂行しえないとの心証を、可能ならば、国家元首の妻及び少なくとも二人の医師の証言を含む証拠によって得たこと、又は、国家元首が何らかの明確な原因により、その職務の遂行に耐えないとの心証を証拠によって得たことを、最高裁判所長官が、書面によって表明する場合には、国家元首がその職務を再開しうるまでに健康を回復した、又は、その職務の遂行に耐えうる状態になったとの表明が同様の形式で行われるまで、国家元首の職務は事情に応じて、代表者会議によって遂行される。

(国家元首の欠如又は不能に関する特別規定)

第四条

トゥプア・タマセセ・メアッオレ及びマリニトア・タヌマフィリ二世が、共同して国家元首の職に就く場合には、次の

規定が適用される。

(a) いずれか一方が、西サモアを離れ、国家元首の職務の遂行をなしえず、又は、その職務の遂行に耐えない場合には、その期間中、他方がその職務を遂行する。

(b) 両者がいずれも、西サモアを離れ、国家元首の職務の遂行をなしえず、又は、その職務の遂行に耐えないという理由で、その職務を遂行できない場合には、その期間中、代表者会議がその職務を遂行する。

(c) 本条の目的のため、最高裁判所長官は、第二三条第二項の規定の下で、国家元首の地位にある者がその職務の遂行をなしえない、又は、その職務の遂行に耐えない期間を確定する。

(代表者会議)

第五条

(1) 立法議会によって選挙された三人以下の議員によって構成する、代表者会議を置く。但し、議会が代表者会議の議員を選挙しない場合には、最高裁判所長官が代表者会議の職務を行う。

(2) 第一八条の規定に従って、国家元首の非選挙人資格を有しない者は、代表者会議の議員に選挙され又はその議員の地位を維持する資格を有しない。

(3) 代表者会議の議員の選挙は、国家元首の各選挙後、可能な限り速やかに行わなければならない。但し、第一七条の規定

が適用される場合には、代表者会議の議員の選挙は独立記念日以後、可能な限り速やかに行い、それ以後は、四年九月以上五年三月以下の間隔を置いて行わなければならない。

(4) 代表者会議の議員の数が三人以下となる場合には、立法議会は、第二項の規定の下で被選挙人の資格を有する者を、会議の議員として選挙することができる。その選挙において選出された者は、前項の規定に従って次に行われる選挙まで、その職務を行う。

(5) 代表者会議の議員は、第二項の規定の下で、再選される資格を有する。

(6) 代表者会議の議員は、自署をした首相宛の書面によって、その職を辞任することができる。首相は、この辞任を直ちに立法議会の議長に通知しなければならない。

(7) 立法議会は、国会議員の総数（欠員を含む）の三分の二以上の多数の賛成を得た発議に基づき、明示された非行又は身体的もしくは精神的欠陥を理由に、代表者会議の議員を解任することができる。

(8) 代表者会議の議員の報酬は、制定法によって定められ、国庫から拠出される。但し、制定法は、議員が政府の常勤の有給職員である期間については、報酬を支払わない旨を定めることができる。議員の報酬は、その在任期間中減額されることはない。但し、制定法によって報酬が定められる者のすべてに均等に適用される一般的な報酬の減額の一部として、減

額が行われる場合はこの限りでない。

(9) 代表者会議の議員は、国会の議員に選挙される資格を有しない。但し、本項の規定は、代表者会議の議員が国家元首の職に選挙されることを妨げない。

(10) 代表者会議は、その議員の中のいずれが当該会議の進行にあたるかを定める。

(11) この憲法の諸規定の下で、代表者会議はその手続を自ら適当と考える方式に調整することができる。

(助言に基づく国家元首の行爲)

第二六条

(1) この憲法に別段の規定がある場合を除き、国家元首はその職務を遂行するに際し、内閣、総理大臣、又は、その状況に応じて所轄の大臣の助言に基づいて行動しなければならない。

(2) 内閣、総理大臣もしくは所轄の大臣が、国家元首の職務の遂行に関して、国家元首に対して助言を与えたにもかかわらず、当該助言が国家元首の官房長官のもとに届いた日から七日以内に、国家元首が当該助言を受け入れず、又は、これに関して、国家元首がこの憲法もしくは制定法の諸規定に基づいてなす権限を有する他の異なる措置を執らない場合には、国家元首は当該助言を受け入れたものと見做される。この場合には、前段の趣旨を記載し、総理大臣の指示に従い内閣官房長官が署名した証書が、当該助言に従った職務の遂行

としての効力を有する。

(国家元首に対する情報の提供)

第二十七条

総理大臣は、次の事項に関して義務を負う。

- (a) 内閣の議事日程及び議事録、並びに、内閣に提出されるその他一切の文書を、それらが大臣に配布される時点で、国家元首に配布すること。

- (b) 西サモアの政務及び立法の提案の処理に関する情報のうち、国家元首が必要とする情報を提供すること。

(職務上の宣誓)

第二十八条

国家元首及び代表者会議の各議員は、その職務に就くに先だち、最高裁判所長官の面前において、付則第三に示された形式で宣誓を行い、かつ、宣誓書に署名しなければならぬ。

(国璽)

第二十九条

国家元首は西サモアの国璽を保管し、かつ、これを使用する。

(国家元首付の官房長官)

第三〇条

国家元首には官房長官を付置する。

第四編 行政

(行政権)

第三十一条

- (1) 西サモアの行政権は国家元首に帰属し、この憲法の諸規定に従って国家元首によって行使される。

- (2) 前項の規定は、国会が制定法によって国家元首以外の諸機関に行政権の行使を授権することを妨げない。

(内閣)

第三十二条

- (1) 西サモアの行政府を一般的に指揮及び管理し、それについて国会に対して連帯して責任を負う機関として、内閣を置く。

- (2) 内閣の大臣は、次の手続によって任命される。

- (a) 国家元首は、国会議員の過半数の信任を得た国会議員を、内閣を統括する総理大臣に任命する。

- (b) 国家元首は、総理大臣の助言を得て、他の八人の国会議員を大臣に任命する。

- (c) 任命が立法議会の解散中に行われるべき場合には、立法議会が最後に解散される直前に国会議員であった者は、総理大臣又は大臣に任命されることが出来る。

- (d) 本項の規定に基づく任命は、国家元首が国璽を押し印した証書を用いて行う。

(e) いずれかの大臣が欠けたため、大臣の総数が八人未満になつたときには、国家元首は、可能な限り速やかに、総理大臣の助言に基づいて他の国会議員を大臣に任命し、大臣の総数が（総理大臣を除いて）可能な限り速やかに八人に回復するようになければならない。

（大臣職の欠員）

第三三条

(1) 解散後の立法議会の第一会期の開始時に在職する総理大臣の任期は、当該会期の第七日目に国家元首によって終了せしめられる。但し、総理大臣がそれによって辞任する場合はこの限りでない。

(2) 総理大臣の任期は、次の場合においても、国家元首によって終了せしめられる。

(a) 総理大臣が、立法議会の解散以外の理由によって国会議員の地位を失うとき。

(b) 立法議会が内閣不信任の明示的な動議を通過させたとき、又は、総理大臣が内閣の信任に係わる問題もしくは争点であると明言した問題もしくは争点に関して、内閣の主張が退けられたとき。但し、かかる動議の通過後、又は、内閣の主張が退けられた後に、総理大臣からの要求がある場合には、国家元首は総理大臣の任期を終了させることに代えて、立法議会を解散することができる。

(c) 総理大臣が、自署をした国家元首宛の書面によって辞任

するとき。

(d) 総理大臣が、国家元首がみずからの裁量に基づいて発行する許可状なしに、西サモアを離れるとき。

(3) その他の大臣の職は、次の場合に欠員を生じる。

(a) 第一項又は第二項の規定によって、総理大臣の任期が終了するとき。

(b) 国家元首が、総理大臣の助言に基づき、国璽を押印した証書により、大臣の任命を撤回するとき。

(c) 大臣が、立法議会の解散以外の理由によって国会議員の地位を失うとき。

(d) 大臣が、自署をした国家元首宛の書面によって辞任するとき。

(e) 大臣が、国家元首が総理大臣の助言に基づいて発行する許可状なしに、西サモアを離れるとき。

(4) 疾病のため、もしくは、国家元首の許可状を得て西サモアを離れるため、総理大臣が西サモアにおいて一時的にその職務を遂行できない場合には、国家元首は、国璽を押印した証書により、他の大臣を任命して、総理大臣がその職務を再開することができるときまで、又は、その職を退くときまでの間、総理大臣の職務を行わせることができる。

(5) 前項の規定によって国家元首に与えられた権限は、総理大臣の疾病もしくは不在のため、総理大臣の助言を得ることができない場合には、国家元首が自らの裁量に基づいて行使

し、それ以外の場合には、国家元首が総理大臣の助言に基づいて行使する。

(6) 国家元首は、総理大臣の助言に基づき、国璽を押印した証書により、次の事項を行うことができる。

(a) 大臣が疾病のため一時的に大臣としての職務を遂行できない旨の宣言

(b) 大臣の行為に関する調査又は取調べの期間中における大臣の職務停止

(7) 前項の規定による処分を受けた大臣は、国家元首が国璽を押印した前掲の証書を総理大臣の助言に基づき撤回するまでの間、その職務を遂行し、又は、閣議に出席しもしくはその他関与してはならない。

(職務上の宣誓)

第三四条

すべて大臣は、その職務に就くに先だち、国家元首の面前において、付則第三に示された形式で宣誓を行い、かつ、宣誓書に署名しなければならない。

(大臣に対する責任の割当て)

第三五条

(1) 総理大臣は、自署をした書面で指示することによって、次の事項を行うことができる。

(a) 大臣に一定の部局又は事務についての責任を課すこと
(b) 本項の規定に基づいてなされた指示の撤回又は変更

(2) 総理大臣は、一定の部局又は事務をみずからの監督の下に留めることができる。

(内閣の招集)

第三六条

内閣は、総理大臣、又は、総理大臣が不在のときには総理大臣がその代行として任命する大臣だけが、招集する。

(閣議の手続)

第三七条

(1) この憲法の諸規定の下で、内閣は、その手続を(定足数の定めを含めて)みずから適当と考える方式に調整することができる。

(2) 内閣には官房長官を置く。

(3) 内閣は、その構成員に欠員があることを理由に、その職務の執行につき権限を失うことはない。資格を欠く者が内閣に加わり、もしくは、閣議での表決に参加し、又は、その他手続に関与したことによって、内閣の手続が無効となることはない。

(4) 国家元首が要求する場合には、総理大臣は、大臣(総理大臣を含む)が決定したにもかかわらず内閣が考慮しなかった事項を、内閣による検討を求めて提出する義務を負う。

(5) 内閣の議決は、これを議事録に記録し、議決の成立後二十四時間以内に、内閣官房長官の署名を得て、国家元首付の官房長官に伝達しなければならない。

- (6) 内閣の議決は、第三八条の規定に基づく場合の外は、その効力を生じない。

(内閣の議決の効力発生の特點)

第三八条

- (1) 内閣の議決は、次の場合に効力を生じる。
- (a) 国家元首が自己の裁量に基づいて承認を与えるとき。
- (b) 議決の日から四日が経過したとき。但し、第四〇条の規定に基づいて、執行評議会の会議がそれ以前に開かれる場合はこの限りでない。
- (c) 当該議決に含まれる問題が、その議決が行われた会議に出席し、かつ、投票した大臣の過半数の意見によれば、極めて緊急を要するものである場合には、議決の日から一日が経過したとき。但し、第四〇条の規定に基づいて、執行評議会の会議がそれ以前に開かれる場合はこの限りでない。
- (d) 第四〇条の規定によるとき。
- (2) 前項の(b)号又は(c)号に関して、内閣の議決の日とは、第三七条第五項の規定によつて、当該議決を記録した議事録が国家元首付の官房長官に伝達される日とする。
- (3) 内閣の議決が効力を生じたことを証明する、内閣官房長官が署名をした証書は、当該議決が効力を生じたことに関する反証しえない証拠とする。
- (執行評議会)

第三九条

- (1) 次の者で構成する西サモア執行評議会を置く。
- (a) 国家元首
- (b) 総理大臣、及び、第三二条及び第三三条の規定に従つてその職を有する大臣
- (2) この憲法の諸規定の下で、執行評議会は、その手続を(定足数の定めを含めて)みずから適當と考ふる方式に調整することができる。
- (3) 内閣官房長官を執行評議会の書記とする。
- (執行評議会による内閣の議決に関する検討)
- 第四〇条
- (1) 国家元首は自己の裁量によつて、又は、総理大臣は、閣議の議事録に記録された議決を検討するために、執行評議会の会議を招集することができる。
- (2) 前項の規定により招集を受けた執行評議会の会議において、国家元首が当該議決を支持する場合には、当該議決は内閣の議決通りに効力を生じる。
- (3) 第一項の規定により招集を受けた執行評議会の会議において、国家元首が当該議決に反対し、又は、その修正を要求する場合には、第三六条の規定に従い内閣を招集し、かつ、当該議決の検討を要求する。
- (4) 内閣が再検討の後に、当初の議決を再確認し、又は、国家元首によつて要求された修正を承認する場合には、当初の議

決又は修正された議決が、それぞれの場合に依じて、内閣の議決として直ちに効力を生じる。

- (5) 内閣が再検討の後に、第三項の規定に従って国家元首が要求する当初の議決に対する修正以外の修正を取り入れた議決を受け入れる場合には、当該修正後の議決が、第三七条の第五項及び第六項の適用を受ける、内閣の新たな議決として効力を生じる。

(司法長官)

第四十一条

- (1) 国家元首は、総理大臣の助言に基づいて司法長官を任命する。司法長官は、最高裁判所の裁判官となる資格を有する者でなければならない。

- (2) 司法長官は、国家元首、内閣、総理大臣又は大臣から照会を受けた法的事項に関して助言を与える。司法長官は、告発のあった犯罪に関する手続をその裁量に基づいて開始し、指揮し又は中止する権限を有する。

- (3) 司法長官は、いかなる裁判所又は審判所においても、傍聴の権利を有し、かつ、他の何人にも優先して入場することができる。

- (4) 司法長官の権限は、司法長官自身によって、又は、司法長官の一般的もしくは特別の指示の下に、かつ、これに従って行動する司法長官の下にある官吏によって、行使されることのできる。

- (5) 司法長官は、国家元首が総理大臣の助言に基づいて状況に依じて決定する任期について、その職務を行う。

第五編 国会

(国会)

第四十二条

国家元首及び立法議会によって構成される、西サモアの国会を設ける。

(立法権)

第四十三条

この憲法の諸規定の下で、国会は、西サモアの全部又は一部に関し、かつ、西サモアの国内及び国外において効力を有する、立法を行うことができる。

(立法議会の議員)

第四四条

- (1) 立法議会は、次の者によって構成される。

- (a) 当該時点における制定法によって定められた、名称及び境界線を有し、かつ、村落又は小村落を含む四一地域の選挙区ごとに一人の割合で選挙された議員

- (aa) 当該時点における制定法によって定められた四地域の選挙区ごとに一人の割合で選挙された四人の追加議員

- (b) 個人選挙人名簿に記載された者によって選挙された議員の数
- (2) 前項(b)号の規定に基づく選挙によって選ばれる議員の数

料は、付則第二の諸規定に従って決定される。

(3) この憲法の諸規定の下で、立法議会の議員の選挙方法、その議員の任期及び身分、選挙人の資格、並びに、地域の選挙人名簿及び個人選挙人名簿の作成及び管理の方法は、法によって定められる。

(4) 立法議会の議員は国会の議員とする。

(議員の資格)

第四五条

(1) 次の両条件を充たす者は、何人も、国会の議員の被選挙資格を有する。

(a) 西サモアの国民

(b) この憲法又は制定法の諸規定に基づいて欠格事由を有しない者

(2) 前項の規定に従って資格を有する者以外の者が、国会議員に選挙された場合には、その者に関する選挙は無効とする。

(議員の在任期間)

第四六条

(1) 国会議員はすべて、その当選後における立法議会の解散の時点において、又は、本条第二項の規定によって議席を失う時点において、議員の資格を失う。

(2) 国会議員は次の場合にその議席を失う。

(a) 国会議員が死亡した場合。

(b) 国会議員が自署をした議長宛の書面によって辞任した場

合。

(c) 国会議員が西サモアの国民でなくなった場合。

(d) この憲法又は制定法の諸規定に基づいて、国会議員が資格を失った場合。

(議員の資格に関する問題についての裁判)

第四七条

国会議員の資格の取得又は保持の権利に関する一切の問題は、最高裁判所に付託し、かつ、最高裁判所による判断を受ける。

(欠員の補充)

第四八条

国会議員の議席に、第四六条第二項の規定に従い、欠員が生じた場合には、議長は、自署をした書面によって、国家元首に当該欠員を報告する。欠員は、法の定めに従って行われる選挙によって補充される。

(議長の選挙)

第四九条

(1) 立法議会は、それが総選挙後に初めて開かれた場合には直ちに、議会の解散以外の理由によって議長が欠ける場合には可能な限り速やかに、国会議員を立法議会の議長に選出する。

(2) 議長は、選出後かつその職務を行うに先立ち、国家元首の面前において、付則第三に示された形式で忠誠の宣誓を行

い、かつ宣誓書に署名しなければならない。

(3) 議長は、自署をした立法議会の事務総長宛の書面によつて、何時でも、辞任することができる。議長職は、次の場合に欠員を生じる。

(a) 議長が国会議員でなくなった場合。

(b) 議長が大臣に任命された場合。

(副議長)

第五〇条

(1) 立法議会は、大臣以外の国会議員を副議長に選出することができる。

(2) 副議長は、自署をした立法議会の事務総長宛の書面によつて、何時でも、辞任することができる。副議長職は、次の場合に欠員を生じる。

(a) 副議長が国会議員でなくなった場合。

(b) 副議長が大臣に任命された場合。

(c) 副議長が議長に選挙された場合。

(3) この憲法の諸規定の下において、この憲法の諸規定に基づいて議長に与えられる職務は、議長の職に欠員が生じた場合、議長が西サモアを離れ、又は、その他その職務を遂行し得ない場合には、副議長が遂行する。

(立法議会の事務総長)

第五一条

立法議会には事務総長を置く。

(立法議会の会議)

第五二条

立法議会は、国家元首が西サモア官報に公示し、かつ、サバイイ島において登録する告示によつて、その時々々に定める、時点及び場所において、会議を開く。但し、議会は、総選挙の終了後五五日以内に、かつ、それ以後は少なくとも毎年一回、会議を開かなければならない。先の会期における最後の会議と次の会期における最初の会議との間に、一二月の期間を置いてはならない。

(議事規則)

第五三条

この憲法の諸規定の下において、立法議会はその手続を規律する議事規則を改正及び廃止することができる。

(用語)

第五四条

(1) 立法議会における討論及び審議は、すべて、サモア語及び英語によつて行う。

(2) 立法議会の議事録及び討論記録、提案される法案、提出される書類、並びに、議会の手続の記録、証拠の記録及び委員会の報告書は、すべて、サモア語及び英語で作成する。

(立法議会の議事進行)

第五五条

議長、又は、議長が不在の場合には副議長が、立法議会の

議事を進行させる。議長及び副議長が共に議事を欠席する場合には、出席議員は、その中から一人（大臣を除く）を選ん で、この議員を議事の進行にあたらせる。

（手続の有効性）

第五六条

立法議會は、国会議員に欠員があることを理由に、その議 事を行う権限を失うことはない。この欠員には、総選挙で補 充されない欠員を含む。資格を欠く者が議会に加わり、もし くは、議会において表決に参加し、又は、その他手続に関与 したことによって、議会の手続が無効となることはない。

（定足数）

第五七条

立法議會のいかなる会議においても、出席議員の数が（議 長又は議事進行にあたるその他の議員を除いて）国会議員の 総数（欠員を含む）の半数を下回るとの異議が出席議員に よって提出される場合には、議事を行ってはならない。

（表決）

第五八条

(1) この憲法において別段の定めがある場合を除いて、立法議 会に提出されたすべての議案は、出席の国会議員の過半数で これを決する。

(2) 議長、副議長、又は、議長が不在の場合に、立法議會の議 事進行にあたるその他の国会議員は、表決の権利を有しな

い。但し、可否同数のときには、これを決する権限を有す る。

（立法議會への法案等の提出）

第五九条

本編及び立法議會の議事規則の諸規定の下において、すべ て国会議員は、議会に法案、討議されるべき議題、又は、請 願を提出することができる。これらは、議事規則の下におい て、審議及び処理されなければならない。但し、国家元首の 推薦又は同意がある場合を除いて、議長、副議長、又は、会 議の進行にあたるその他の国会議員の意見によれば、國庫、 その他の公的基金もしくは勘定の処分を伴い又はこれらに負 担を課し、かかる処分もしくは負担を撤回又は変更し、又 は、国税、地方税、もしくは関税を変更又は廃止する法案に 関しては、議会は議事を行うことができない。

（法案を国会の制定法とするための同意）

第六〇条

(1) すべて法案は、国家元首の同意の後に法となる。
 (2) 立法議會を通過した法案が、その同意を求めて、国家元首 に提出された場合には、国家元首は、総理大臣の助言を得 て、当該法案に同意を与える旨、又は、同意を拒否する旨を 表明する。

(3) 前項の規定に従い、国家元首による同意を得た法は、国会 の制定法となり、同意がなされた日、又は、当該制定法にお

いて特に定められた日（同意のなされた日との先後を問わない）から効力を生ずる。

（忠誠の宣誓）

第六十一条

本条の手續を行うため、及び、議長の選挙のための場合を除いて、すべて国会議員は、議会において、付則第三に示された形式で忠誠の宣誓を行い、かつ、宣誓書に署名しなければ、立法議会に出席し又は表決を行うことができない。

（立法議会の特権）

第六十二条

立法議会、その委員会及び国会議員の、特権、免責並びに権限は、制定法によって定められる。但し、最高裁判所による当該議員についての裁判及び処罰に関して、制定法によって規定が設けられる場合を除いて、かかる特権及び権限は、侮辱その他に対する罰金の賦課又は刑務所への拘禁には及ばない。

（立法議会の閉会及び解散）

第六十三条

(1) 国家元首は、西サモア官報に公示する告示によって、何時にても立法議会を閉会することができる。

(2) 総理大臣の職に欠員が生じた場合に、国家元首が、当該職に最後に欠員が生じて以後、合理的な期間が経過し、かつ、国会議員の中に議員の過半数の信任を得るとみられる者がな

いと的心証をもつときには、国家元首は何時にても、西サモア官報に公示する告示によって可能な限り速やかに立法議会を解散する。

(3) 国家元首が総理大臣から、立法議会を解散すべき旨の助言を受けた場合には、国家元首は何時にても、西サモア官報に公示する告示によって立法議会を解散することができる。但し、国家元首は、総理大臣が当該助言をなすに際して、国会議員の過半数の信任を得ているとの心証を、自らの裁量に基づいて得た場合を除き、総理大臣の助言に従うべき義務を負わない。

(4) 国家元首は、最後の総選挙の日から三年を経たときには、立法議会を解散する。但し、立法議会がそれ以前に解散された場合には、この限りでない。

（総選挙）

第六十四条

議会の各解散から三月以内の、国家元首が西サモア官報への告示によって定める日に、立法議会の総選挙を行う。